

議案第 1 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 32 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 45 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 48 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、保育士及び市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、令和6年7月1日以後においても、なおその効力を有する。

理 由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、小規模保育事業所等における保育士及び保育従事者の配置基準の見直しを行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。